

介護保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

1. 改正の趣旨

- 介護保険施設における食費及び居住費の助成である特定入所者介護（予防）サービス費（介護保険法（平成9年法律第123号）第51条の3第1項及び第61条の3第1項に規定する特定入所者介護（予防）サービス費をいう。以下「補足給付」という。）は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第83条の5、第97条の3及び第172条の2に規定する所得区分に該当する等の要件を満たす、居宅要支援被保険者及び居宅要支援被保険者が対象とされている。
- 補足給付の支給に係る所得区分については、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額との合計額が80万9,000円以下であることが基準の一部として設けられているところ、令和7年の国民年金法（昭和34年法律第141号）第27条に規定する老齢基礎年金（満額）（20～60歳になるまでの保険料を全額納めた際の年金額をいう。以下同じ。）が80万9,000円を超えることを踏まえ、低所得者の自己負担に影響が出ないように、必要な改正を行うもの。

2. 改正の概要

- 補足給付の所得区分の基準の一部について、80万9,000円から82万6,500円に見直すこととする。

3. 根拠条項

- 介護保険法第51条の3第1項及び第61条の3第1項
- 介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第5項

4. 施行期日等

- 公布日：令和8年6月上旬（予定）
- 施行期日：令和8年8月1日